

株 主 各 位

名古屋市中区錦一丁目11番11号  
**新 東 工 業 株 式 会 社**  
取締役社長 永 井 淳

## 第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月23日(火曜日)午後5時15分までに到着するよう、折り返しお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月24日(水曜日)午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号  
ミッドランドホール(ミッドランドスクエア オフィスタワー 5階)

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第118期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件
- 第3号議案 取締役賞与支給の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

◎総会当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(<http://www.sinto.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご了承願います。

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済状況は、海外では、中国やアセアンなどの新興国は減速感があつたものの成長を維持し、米国経済は個人消費に支えられ堅調に推移しました。欧州では、総じて低調な景気動向が継続し、ブラジルなど南米も期待されたインフラ整備が進まず、低迷いたしました。国内では、為替の悪影響を受けた業界で厳しい状況が続く一方、輸出環境や設備投資が改善したことにより、企業収益の回復が進みました。

当社グループの事業環境につきましては、海外では、中国やアセアン市場で自動車関連の設備投資需要が鈍化しましたが、国内では、復興関連や投資補助金の恩恵を受けた設備需要に加え、アフターマーケット需要であるメンテナンス部品や設備稼働率向上に伴う消耗品などが底堅く推移しました。

このような情勢のもと、連結受注高は93,807百万円(前期比3.2%増)、連結売上高は93,258百万円(同4.7%増)、連結受注残高は29,567百万円(同7.4%増)となり、受注、売上および受注残ともに増加に転じました。

収益面につきましては、販売費及び一般管理費が増加し、連結営業利益は3,378百万円(同11.9%減)となりました。連結経常利益は、持分法による投資利益が減少したことなどにより4,412百万円(同17.3%減)を計上し、連結当期純利益は、中国における地下鉄基金還付金647百万円の特別利益があり、2,637百万円(同6.6%減)となりました。

(注) 当報告中における金額数値は表示単位未満を切り捨てており、比率および単位当たり数値は表示未満を四捨五入しております。

企業集団の製品は各事業にわたって販売されており、当連結会計年度における事業別の売上高の内容と実績および連結営業利益は以下のとおりであります。

また、事業別の売上高につきましては、事業間取引の相殺消去前の数値であります。

## 鑄造事業

インドネシアなどのアセアン市場で自動車関連の設備投資が一服しましたが、中国市場での自動車関連向け鑄造装置や自動注湯装置の需要に加え、新興国向けに投入した簡易の造型装置がタイ市場で伸長するとともに、国内でのメンテナンス部品や設備の改造・追加工事などのアフターマーケット需要の下支えがあり、売上高は、32,116百万円(同1.2%増)となりました。

営業利益は、売上原価率や販管費の増加の影響により、1,227百万円(同31.4%減)となりました。

## 表面処理事業

表面処理装置は、造船や建機向けの大型表面処理設備が需要一巡により低調でしたが、国内やメキシコ市場などでの自動車部品向けショットピーニングマシンや復興需要を受けた鉄骨向けショットブラスト装置が堅調に推移いたしました。

また、装置に使用する投射材は、国内需要家の設備稼働率の向上で物量を確保し、当分野全体の売上高は、装置、投射材ともに増加して、39,090百万円(同8.3%増)となりました。

営業利益は、装置が販管費の増加により僅かながら減少しましたが、北米での受託加工事業が堅調に推移するとともに、投射材が原材料のスクラップ価格の下落を受けて増益を確保し、当分野全体で3,306百万円(同6.2%増)となりました。

## 環境関連事業

水処理装置、VOCガス浄化装置の売上が伸び悩みましたが、アルミ業界、セメント業界向けへの中・大型集塵装置が堅調に推移するとともに、工作機械向け小型汎用集塵機が伸長しました。加えて、アフターマーケット需要のメンテナンス部品が売上に寄与し、当分野の売上高は、9,944百万円(同13.2%増)となりました。

営業利益は、売上増加に加え、生産ラインの改善によるコストダウンが奏功し、725百万円(同156.3%増)と大幅に増加いたしました。

## 搬送事業

北米市場での自動車部品向け搬送装置が低調でしたが、工作機械業界向けシザーリフト、流通業界・食品関連向けへの駆動系コンベアに加え、介護・福祉関連向けへの段差解消機が堅調に推移し、当分野の売上高は、5,200百万円(同0.4%増)となりました。

営業利益は、販管費の改善があり、186百万円(同1703.2%増)となりました。

## 特機事業

自動車部品の生産設備向けサーボシリンダが好調に推移するとともに、資源リサイクル向け大型造粒装置が売上に寄与しましたが、有機EL向けなどへの精密計測装置の売上が減少し、当分野の売上高は、8,034百万円(同3.1%減)となりました。

営業損益は、売上ボリュームの不足と原価率の悪化により、390百万円の損失(前期は53百万円の利益)となりました。

## 企業集団の事業別売上高の状況

区 分 \ 期 別	第118期 (当連結会計年度) 26/4/1～27/3/31		第117期 (前連結会計年度) 25/4/1～26/3/31		前 期 比 増・減(△)
	百万円	%	百万円	%	
鑄 造 事 業	31,613	33.9	31,290	35.1	1.0
表 面 処 理 事 業	39,090	41.9	36,087	40.5	8.3
環 境 関 連 事 業	9,476	10.1	8,438	9.5	12.3
搬 送 事 業	5,147	5.5	5,121	5.8	0.5
特 機 事 業	7,825	8.4	8,046	9.0	△2.7
そ の 他 事 業	104	0.1	121	0.1	△14.0
合 計	93,258	100	89,105	100	4.7
うち海外売上高	40,814	43.8	41,990	47.1	△2.8

(注) 上記金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値であります。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3,273百万円で、その主なものは、以下のとおりであります。

鑄造事業	①青島新東機械有限公司(中国)の工場の新設 ②シントーバラットマニュファクチャリング社(インド)の工場および設備の新設
表面処理事業	①ナショナルピーニング社(米国)の受託加工工場新設に伴う設備の新設
環境関連事業	①幸田事業所の事務所の耐震補強工事 ②幸田事業所の福利厚生施設(食堂)の建て替え
共通	①福利厚生施設(社員クラブ)の建て替え ②基幹電算システムの更新

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資その他の所要資金に充当するため、長期借入金として、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とするシンジケートローン35億円を含む、40億円の資金調達を実施しました。

## (4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、海外においては、米国経済は着実な成長を持続していくと思われませんが、欧州では、ギリシャ問題などの不安要因により不透明感を払拭できず、中国経済は、減速感があり成長鈍化が懸念されます。また、国内経済は、原材料の高騰や人手不足などの懸念要因もありますが、政府による景気対策や企業業績の改善などにより、緩やかな回復基調が続くものと思われます。

当社グループの事業環境につきましては、海外では、中国での需要先業界の再編によって新規の需要が期待され、多くの日系企業が進出しているメキシコでは自動車関連の需要が継続する一方、南米や欧州では、需要の底打ち感が見えない状況です。また、国内では、投資補助金による設備需要に加え、凍結していた設備投資を再開する自動車メーカーがあるなど、需要の回復傾向が予想されます。

こうした情勢下、当社グループは、新たに策定した期間3年の新中期計画「Vital Sinto」に基づき、重点市場である北米・メキシコ、中国・アセアン市場へ、競争力ある戦略商品の拡販を推進するとともに、機械設備を納入したお客様へは100%メンテナンスを実施する信頼のサポート体制「Sinto Support System」を海外拠点とも連携して、グローバルに展開し、アフターサービス体制を強化いたします。また、モノづくりにおいては、お客様のニーズに応じてカスタマイズした製品を作りやすくするモジュール化を導入し、工数の削減やリードタイムの短縮を図るとともに、最適調達による原価低減を推し進め、徹底したコスト削減と付加価値の増大に取り組み、売上の拡大と収益の確保に努めます。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

期別 区分	第115期 23/4～24/3	第116期 24/4～25/3	第117期 25/4～26/3	第118期(当期) 26/4～27/3
売上高	百万円 83,073	百万円 85,200	百万円 89,105	百万円 93,258
当期純利益	百万円 2,843	百万円 5,271	百万円 2,824	百万円 2,637
1株当たり 当期純利益	円 52.37	円 97.10	円 52.02	円 48.58
総資産	百万円 105,077	百万円 116,358	百万円 126,908	百万円 146,315
純資産	百万円 67,385	百万円 76,648	百万円 85,114	百万円 95,278

## (6) 重要な子会社の状況および企業結合等の状況

## ①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社メイキコウ	百万円 200	82.0 %	運搬・搬送機械、ハンドリング ロボットの製造、販売
新東ブイセラックス株式会社	90	100.0	セラミックス製品、研磨材・研 削材等の製造、販売
株式会社シーエフエス	30	85.0	当社およびグループ会社製品の販売
藤 和 電 気 株 式 会 社	24	100.0	鑄造工場用設備機械の製造、販売
新東エスプレジジョン株式会社	90	100.0	精密計測機器の製造、販売
ハインリッヒワグナーシントー マシーネンファブリーク社	百万ユーロ 2	100.0	欧州における鑄造工場用設備機 械の製造、販売
シントーアメリカ社	千米ドル 60	100.0	米国子会社の管理、運営
ロバーツシントー社	千米ドル 2,000	0.0 (100.0)	米国における鑄造装置、搬送装置および サンドコーティング設備の製造、販売
ナショナルピーニング社	千米ドル 100	0.0 (100.0)	米国における表面処理の受託加工
青島新東機械有限公司	百万円 114	95.0	中国における鑄造装置、表面処 理装置および部品の製造、販売
青島百利達鋼丸有限公司	百万円 14	95.0	中国における投射材の製造、販売
シントーブラジルプロダクトス社	百万レアル 27	95.0	ブラジルにおける鑄造装置、表面処理 装置および投射材の製造、販売
韓国新東工業株式会社	百万ウォン 5,000	70.0	韓国における鑄造装置、表面処理装置 および投射材の製造、販売
新東工業商貿(昆山)有限公司	百万円 10	100.0	中国における鑄造装置、表面処理装置 の販売

(注) ( )内数字は、間接保有による出資比率であります。

## ②重要な企業結合等の状況

- (1)当社は、平成26年5月に、表面処理事業の拡大のため、ショットピーニング用の投射材メーカーであるフロン社（ドイツ）およびフロンノースアメリカ社（米国）の両社の持分各40%を取得し、持分法適用の関連会社としました。
- (2)当社の米国子会社シントーアメリカ社は、平成26年6月に、北米における表面処理事業を補完・強化するため、資産買収の受け皿となる完全子会社を設立し、医療機器、航空部品等のショットピーニング受託加工を行うテクニカルメタルフィニッシング社の全資産を買取り、従業員が移籍しました。
- (3)当社は、平成26年7月に、環境関連事業および特機事業の拡大のため、医薬品の製造時に使用される高性能な無菌クリーンルームのメーカーである株式会社エアレックスの株式50%を取得し、持分法適用の関連会社としました。
- (4)当社は、平成26年7月に、韓国市場の重要性から、韓国新東工業株式会社の株式20%を取得して、70%所有の連結子会社としました。

## (7) 主要な事業内容

事業区分	主要な製品内容
鋳造事業	鋳造型装置、Vプロセス装置、鋳物砂処理装置、自動注湯装置、サンドコーティング設備、鋳造分野部分品、耐摩耗材等
表面処理事業	ショットブラストマシン、エアブラストマシン、ショットピーニングマシン、バレル研磨装置、精密ブラシ研磨装置、高精度微細加工装置、表面処理受託加工、表面処理分野部分品、投射材、研磨材等
環境関連事業	集塵装置、脱臭装置、廃水処理装置、VOCガス浄化装置、環境関連分野部分品等
搬送事業	昇降装置、段差解消機、グラビティコンベア、搬送システム等
特機事業	液晶パネル製造装置、同自動ライン(供給・搬送装置含む)、ハンドリングロボット、サーボシリンダ、検査・測定装置、精密計測装置、精密プレス装置、粉粒体処理装置、ディスプレイザ一、電池原料供給装置、セラミックス製品、型、成形装置、自動車用ドア組立装置、特機関連分野部分品等
その他事業	機械設計、情報関連、福利厚生事業等



(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社	本社(名古屋市)
支 店	東京支店(埼玉県川口市) 中部支店(愛知県北名古屋市) 大阪支店(大阪市)
事 業 所	豊川製作所(愛知県豊川市) 一宮事業所(愛知県豊川市) 大崎事業所(愛知県豊川市) 新城事業所(愛知県新城市) 幸田事業所(愛知県額田郡幸田町) 西春事業所(愛知県北名古屋市) 大治事業所(愛知県海部郡大治町) 九州事業所(福岡県鞍手郡鞍手町)

② 子会社

国 内	株式会社メイキコウ(愛知県) 新東ブイセラックス株式会社(愛知県) 株式会社シーエフエス(新潟県) 藤和電気株式会社(愛知県) 新東エスプレジジョン株式会社(神奈川県)
海 外	ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社(ドイツ) シントーアメリカ社(アメリカ) ロバーツシントー社(アメリカ) ナショナルピーニング社(アメリカ) 青島新東機械有限公司(中国) 青島百利達鋼丸有限公司(中国) シントーブラジルプロダクトス社(ブラジル) 韓国新東工業株式会社(韓国) 新東工業商貿(昆山)有限公司(中国)

(9) 従業員の状況

区 分	国 内	海 外	合 計
従 業 員 数	2,125名	1,724名	3,849名

(注) 当社の従業員数は1,619名であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	8,000百万円
株式会社みずほ銀行	1,000百万円
株式会社りそな銀行	1,000百万円
ブラジル三菱東京UFJ銀行	602百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 230,476,000株  
(2) 発行済株式の総数 56,554,009株(自己株式2,265,068株を含む)  
(3) 株主数 4,882名  
(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	千株 2,289	% 4.21
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	2,276	4.19
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,276	4.19
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	1,782	3.28
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,668	3.07
公 益 財 団 法 人 永 井 科 学 技 術 財 団	1,405	2.58
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	1,011	1.86
新 睦 会 持 株 会	1,004	1.84
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,001	1.84
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	973	1.79

- (注) 1. 当社は自己株式2,265,068株を保有しておりますが、上位10名の株主から除外しております。  
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しており、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	平 山 正 之	〔重要な兼職の状況〕 株式会社メイキコウ取締役 シントーアメリカ社取締役
代表取締役 取締役社長	永 井 淳	〔重要な兼職の状況〕 ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブ リーク社代表取締役 シントーアメリカ社取締役 ロパーツシントー社取締役 ナショナルピーニング社取締役 公益財団法人永井科学技術財団理事長
専務取締役	平 井 修 司	社長補佐、ものづくり統括 〔重要な兼職の状況〕 サイアムプレーター社代表取締役 青島百利達鋼丸有限公司取締役
専務取締役	裏 辻 育 久	社長補佐、営業統括、営業本部長
取 締 役	伊 澤 守 康	投射材事業部長、大崎事業所長
取 締 役	高 橋 信 次	技術・開発センター管掌
取 締 役	久 野 恒 靖	プロダクションセンター管掌、豊川製作所長
取 締 役	谷 口 八 束	管理部門管掌、人事部長
取 締 役	小 澤 正 俊	〔重要な兼職の状況〕 大同特殊鋼株式会社代表取締役会長
監査役(常勤)	岩 瀬 豊	
監査役(常勤)	夏 目 俊 信	
監 査 役	柴 田 稔 久	〔重要な兼職の状況〕 株式会社日本ヴィクシー・コーポレーション代表取締役
監 査 役	唐 木 康 正	〔重要な兼職の状況〕 エムエステイ保険サービス株式会社代表取締役

(注) 1. 平成26年6月24日開催の第117回定時株主総会において、久野恒靖、谷口八束、小澤正俊の3氏は取締役に選任され、就任いたしました。

- 平成26年6月24日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって、川合悦蔵、廣藤文明、新家昭義の3氏は取締役を退任いたしました。
- 取締役 小澤正俊氏は、社外取締役であります。
- 監査役 柴田稔久および唐木康正の両氏は、社外監査役であります。
- 社外取締役の小澤正俊ならびに社外監査役の柴田稔久および唐木康正の3氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 12名 235,400千円

監査役 4名 52,080千円

- (注) 1. 社外取締役1名および社外監査役2名に対する報酬等の額は21,300千円であり、上記報酬等の額に含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第112回定時株主総会において月額37,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第109回定時株主総会において月額4,500千円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、平成26年6月24日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役3名の在任中の報酬額を含めております。
5. 報酬等の額には、本総会において付議いたします取締役(9名)賞与支給予定額の50,000千円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)および当社と当該他の会社との関係
- 取締役小澤正俊氏は、大同特殊鋼株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社は大同特殊鋼株式会社との間には特別の関係はありません。
  - 監査役柴田稔久氏は、株式会社日本ヴィクシー・コーポレーションの代表取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社日本ヴィクシー・コーポレーションとの間には特別の関係はありません。
  - 監査役唐木康正氏は、エムエステイ保険サービス株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社はエムエステイ保険サービス株式会社との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況
- ア. 取締役会および監査役会への出席状況
- ・取締役小澤正俊氏は、11回開催の取締役会に11回出席しております。
  - ・監査役柴田稔久氏は、16回開催の取締役会に16回出席し、同様に16回開催の監査役会には16回出席しております。
  - ・監査役唐木康正氏は、16回開催の取締役会に16回出席し、同様に16回開催の監査役会には16回出席しております。
- イ. 取締役会における発言状況
- ・取締役小澤正俊氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
  - ・監査役柴田稔久氏は、国内外での情報システムに係わるビジネス経験とコンプライアンス経営に関する豊富な知識および経営者としての視点によって、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
  - ・監査役唐木康正氏は、金融関係業務で培った高い見識に加え、製造業やサービス業の経営に関与した幅広い実務経験によって、客観的な視点で取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
- 当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,500千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 34,500千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な職務の執行に支障があると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社およびその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」として、取締役会において下記の事項を決議しております。

### 1. 当社取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社取締役会の議題、付議事項に関する資料や当社取締役会議事録を法律の規定に基づいて作成し、保存年限に従って保存・管理する。
- (2) 当社業務執行に関する情報となる決裁承認申請書、その添付資料、当社代表取締役が参画する会議体や各種委員会等の議事録、当社の権利・義務を証する契約書類、経理・会計書類、会計帳簿などのほか、重要な業務執行関連文書を保存年限に従って保存・管理する。
- (3) 上記の保存・管理および情報へのアクセスに関しては、文書管理規程で定めるものとする。また、文書管理規程の改定にあたっては、取締役会の承認と監査役会の了承を得る。

### 2. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社の会社経営を取り巻く主要リスクに関しては、リスクカテゴリーによる所管部署を明確化して、必要なリスク個別管理体制を整備する。
- (2) 個別管理のみならず当社に係わる主要リスクの総体については、これを網羅的・総括的に管理するため、リスクマップに可視化するとともに優先順位化して、リスクの把握、分析、対応策の立案・実施、評価・フォローを行う。
- (3) リスク管理の基本となるリスク管理規程およびこれに関連する個別規定を制定する。
- (4) リスクカテゴリーごとに行動指針・マニュアルを整備し、その理解促進のための研修・教育を実施する。

### 3. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

#### (1) 経営計画のマネジメント体制

- ① 経営理念、使命（ミッション）など経営の基本方針を明確にして、これを機軸に中期経営計画、年度経営計画を策定し、ここで決定された業績を含めた経営目標、経営戦略の達成のために、業務執行ラインにおいて各部門や各管理職の計画・目標に落とし込み、それらの目標の連鎖により事業運営を行う。
- ② 経営目標が予定どおり進捗しているかどうかの検証を毎月の取締役会で行うとともに月次、四半期、半期、年間の業績報告を通じて必要な

打ち手を取締役会で審議・決定する。

(2)業務執行のマネジメント体制

- ①取締役会規則および取締役会運営内規に従って、取締役会に付議し決定すべき業務執行の重要案件の基準を明確にする。
- ②執行役員制度を導入して、取締役会を意思決定機能および監督機能に特化させるとともに定常業務の執行を執行役員に権限委譲することにより、業務執行を効率化・迅速化し、責任の所在を明確化する。
- ③職務権限規程、業務分掌規程に従って、日常の業務執行は執行役員の特権と責任のもと、更に職制ラインに順次権限と職責が適切に委譲され、各レベルの責任者が適時的確に意思決定する。

4. 当社取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社役職員が法令・定款を遵守するとともに高い倫理観を持つための行動と心構えを定めた「新東企業倫理行動指針」とその具体的な行動マニュアルを策定して周知徹底を図る。
- (2)取締役会規則に基づいて、過半数の社外役員で構成する「指名・報酬委員会」を設置して、取締役・監査役の指名・報酬等の基本方針に関する事項および指名・評価・報酬について、審議・決議のうえ、取締役会に付議する。
- (3)「CSR委員会」を設置して、CSR活動の計画と推進を行うとともに、CSR活動の周知徹底を図ることによりコンプライアンス体制を構築する。
- (4)監査室を設置して、社内の内部統制状況を定期的に監査する。
- (5)当社の役職員が当社法務部門または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる「新東スピークアップ制度」を整備する。
- (6)社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、平素からの弁護士等の外部専門機関と緊密な連携により毅然と対応し、不当要求に対しては、組織的な対応によって断固として対決する。
- (7)新入社員、中堅社員、新任管理職等の階層別および営業担当者向け、管理担当者向けなどの職種別の教育制度を推進して、必要な知識の習得と倫理観の向上を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループ会社の役職員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社は、当社が定めるグループ管理規程により、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社取締役会規則に該当する重要な案件については、当社の取締役会においても審議、承認を要する。
- (2)当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、



グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

(3) 当社グループ会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、各事業年度のグループ全体の重点経営目標を審議のうえ定め、地域別・事業別に194のプロジェクトテーマを設定して、進捗状況を定期的にレビューし、対応策を相互に確認して実施する。

② 当社は、当社グループにおける職務分掌、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。

(4) 当社グループ会社の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「新東企業倫理行動指針」を制定し、当社グループのすべての役職員に周知徹底する。

② 海外グループ会社を含む当社グループのすべての役職員に適用する「Sinto Beliefs」を制定し、企業倫理行動指針、安全方針、環境方針および品質方針を周知徹底する。

③ 当社国内グループ会社においては、各会社の規模に応じて、適正数の監査役を配置する。

④ 当社は、当社国内グループ会社の役職員に対し、年1回以上、コンプライアンスに関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに、グループ会社の社長が参画する社長会を定期的に開催してコンプライアンスに関する周知徹底を図る。

⑤ 当社の監査室は、内部監査規程、グループ会社管理規程に基づき、各グループ会社に対し、年1回の内部監査を実施する。

⑥ 当社は、当社国内グループ会社の役職員が当社法務部門または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができる「新東スピークアップ制度」を整備する。

⑦ 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備し、その体制の整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

6. 当社監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役会からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社監査役の求めがあった場合は、その職務を補佐すべき使用人として適切な人材を配置する。

(2) 当社監査役の職務を補佐すべき使用人の職務執行に関しては、当社取締役会からの独立性を保つ体制を確保する。

7. 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が当社監査役に報告するための体制

- (1) 当社監査役の当社社内重要会議への出席の他、決裁承認申請書、重要会議の議事録、重要な報告書等の当社重要書類を当社監査役に回付するとともに、必要に応じて閲覧できるシステムを確保する。
  - (2) 当社および当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。
  - (3) 当社および当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に対して直接報告を行う。
  - (4) 当社監査室は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、当社および当社グループにおける内部監査等の状況を報告する。
  - (5) 当社の内部通報制度の担当部署は、当社および当社グループの役職員からの内部通報の状況を定期的に報告する。
8. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、当社監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (2) 当社はグループのリスク管理規程において、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

9. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 当社は、当社監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

10. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社監査役と当社代表取締役や当社会計監査人との随時または定期的面談・意見交換の機会を確保する。
- (2) 当社監査役が監査対象の事業所の長、部課長等の業務推進責任者との直接面談する機会を確保し、情報収集の実効性を担保する。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益配分は重要な経営課題の一つとの認識で、中長期的視野による財務体質と経営基盤の強化に配慮しつつ、一定レベルでの安定的かつ継続的な配当に加え、連結業績との連動性を考慮することを基本として、財政状態、利益水準、配当性向等を総合的に勘案して実施してまいります。内部留保金は、中長期的視野に立ったグローバルな事業展開および成長が期待できる事業分野への優先的な投資への活用と併せて、経営体質強化、株主還元のために有効活用してまいります所存であります。

当期の剰余金の配当につきましては、連結業績を勘案して、平成27年5月21日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり7.0円(支払開始日平成27年6月9日)とし、中間配当金の1株当たり7.0円(支払開始日平成26年12月8日)と合わせて、年間配当金を前期と比べ1円増配の1株当たり14円とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>80,134</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,146</b>
現金及び預金	26,668	支払手形及び買掛金	13,754
受取手形及び売掛金	31,065	短期借入金	1,665
有価証券	9,216	1年内償還予定の社債	66
製品	2,895	リース債務	178
仕掛品	4,523	未払法人税等	976
原材料及び貯蔵品	3,396	賞与引当金	1,712
繰延税金資産	1,117	役員賞与引当金	97
その他	1,538	プラント保証引当金	278
貸倒引当金	△288	受注損失引当金	90
		その他	11,327
<b>固 定 資 産</b>	<b>66,181</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>20,890</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>29,196</b>	長期借入金	11,479
建物及び構築物	12,960	リース債務	319
機械装置及び運搬具	6,812	繰延税金負債	7,279
土地	7,594	役員退職慰労引当金	312
リース資産	286	環境安全対策引当金	63
建設仮勘定	709	退職給付に係る負債	794
その他	833	資産除去債務	114
<b>無形固定資産</b>	<b>3,767</b>	その他	527
のれん	920	<b>負 債 合 計</b>	<b>51,037</b>
リース資産	182	<b>純資産の部</b>	
その他	2,663	<b>株 主 資 本</b>	<b>75,158</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>33,218</b>	資本金	5,752
投資有価証券	30,202	資本剰余金	6,269
長期貸付金	167	利益剰余金	64,446
退職給付に係る資産	825	自己株式	△1,309
繰延税金資産	252	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>15,622</b>
その他	1,793	その他有価証券評価差額金	10,692
貸倒引当金	△22	繰延ヘッジ損益	△16
		為替換算調整勘定	4,217
		退職給付に係る調整累計額	729
		<b>少数株主持分</b>	<b>4,496</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>95,278</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>146,315</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>146,315</b>

## 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	
売 上 高		93,258
売 上 原 価		66,659
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>26,598</b>
販売費及び一般管理費		23,220
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,378</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	222	
受 取 配 当 金	467	
為 替 差 益	364	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	53	
そ の 他	280	1,388
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	168	
そ の 他	186	354
<b>経 常 利 益</b>		<b>4,412</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	31	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	94	
負 の の れ ん 発 生 益	86	
地 下 鉄 基 金 還 付 金	647	859
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6	
固 定 資 産 廃 却 損	23	
減 損 損 失	143	
段 階 取 得 に 係 る 差 損	17	190
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>5,081</b>
法人税、住民税及び事業税	1,792	
法 人 税 等 調 整 額	249	2,041
少数株主損益調整前当期純利益		3,039
少 数 株 主 利 益		402
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>2,637</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,752	6,269	62,291	△1,308	73,005
会計方針の変更による累積的影響額			249		249
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,752	6,269	62,541	△1,308	73,255
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△732		△732
当 期 純 利 益			2,637		2,637
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,904	△1	1,903
当 期 末 残 高	5,752	6,269	64,446	△1,309	75,158

	その他の包括利益累計額					少 数 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	為 替 換 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額		
当 期 首 残 高	6,431	－	2,282	188	8,902	3,206	85,114
会計方針の変更による累積的影響額							249
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,431	－	2,282	188	8,902	3,206	85,364
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△732
当 期 純 利 益							2,637
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,260	△16	1,935	540	6,719	1,290	8,010
当期変動額合計	4,260	△16	1,935	540	6,719	1,290	9,913
当 期 末 残 高	10,692	△16	4,217	729	15,622	4,496	95,278

[注記]

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 38社

主要な連結子会社の名称

株式会社メイキコウ、新東エスプレジジョン株式会社、ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社、シントーアメリカ社、ロパーツシントー社、青島新東機械有限公司、シントーブラジルプロドゥトス社

新東工業商貿（昆山）有限公司は、前連結会計年度までは持分法を適用した非連結子会社としておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であるシントーアメリカ社は、平成26年6月に、テクニカルメタルフィニッシング社の発行済全株式を取得し完全子会社としたことから、テクニカルメタルフィニッシング社を当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

韓国新東工業株式会社は、従来、持分法適用関連会社でありましたが、当連結会計年度において株式を追加取得したことにより子会社となったため、連結の範囲に含めております。なお、同社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3か月以内であること、また、みなし取得日が平成26年9月30日であることから、平成26年1月1日より平成26年9月30日までの損益計算書は持分法を適用し、平成26年10月1日より平成26年12月31日までの損益計算書は連結の範囲に含めております。

#### (2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 10社

主要な非連結子会社の名称

シントーインドネシア社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社10社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社の数 9社

#### 主要な会社等の名称

##### シントーインドネシア社

当連結会計年度において、新たに設立した江蘇台新東機械科技有限公司を持分法の適用の範囲に含めております。

新東工業商貿（昆山）有限公司は、前連結会計年度までは持分法を適用した非連結子会社としておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

持分法を適用した関連会社の数 5社

#### 主要な会社等の名称

##### サイアムブレーター社

当連結会計年度において、新たにフロン社、フロンノースアメリカ社、株式会社エアレックスの株式を取得したため、持分法適用の関連会社に含めております。

韓国新東工業株式会社は、従来、持分法適用関連会社でありましたが、当連結会計年度において株式を追加取得したことにより子会社となったため、連結の範囲に含めております。なお、同社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3か月以内であること、また、みなし取得日が平成26年9月30日であることから、平成26年1月1日より平成26年9月30日までの損益計算書は持分法を適用し、平成26年10月1日より平成26年12月31日までの損益計算書は連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 1社

#### 主要な会社等の名称

##### キャセイアジアパシフィック社

#### 持分法を適用しない理由

非持分法適用会社1社は、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社19社の決算日は平成26年12月31日であり、連結決算日と異なりますが、連結決算日との差は3か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結決算を行っております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。



#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

製品、仕掛品

受注生産品は個別法による原価法、投射材等は移動平均法による原価法を採用しております。

原材料及び貯蔵品

受注生産品等の製作に係る原材料及び貯蔵品は総平均法による原価法、投射材等の製作に係る原材料は主に移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。但し、国内会社においては、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)について定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年
その他	2年～15年

###### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ プラント保証引当金

プラント及び大型受注機械等の検取引渡後の一定期間中のクレーム費用の発生に備えるため、過去の売上高に対するクレーム費用発生高の割合を基礎として当連結会計年度の売上高に対して発生見込額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社は、役員退職金支給内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑦ 環境安全対策引当金

保管するPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において、その金額を合理的に見積ることができる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準については、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等については工事進行基準を、その他については出荷基準及び検収基準を適用しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

### ③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

#### (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産、負債、収益及び費用は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

#### (7) 重要なヘッジ会計の方法

原則的処理方法である繰延ヘッジ処理を採用しております。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

#### (8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10～12年の定額法により償却しております。

#### (9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 5. 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務

期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が383百万円減少し、利益剰余金が249百万円増加しております。また、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 6. 表示方法の変更

### (連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「営業外費用」の「投資事業組合運用損」(当事業年度は8百万円)は、重要性が乏しくなったことから、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

## 連結貸借対照表

### 1. 担保資産及び担保付債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	16百万円
土地	8百万円
計	<u>24百万円</u>

#### (2) 上記に対応する債務

長期借入金	292百万円
-------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,981百万円

3. 受取手形割引高 28百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 28百万円

5. 輸出手形割引高 394百万円

## 連結損益計算書

中国の連結子会社である青島新東機械有限公司が、前々連結会計年度において、同社の保有する土地使用権を売却した際、売却代金の一部が、中国青島市の規則に従って地下鉄建設に関わる基金として控除されましたが、当連結会計年度に同市から当該控除金額の一部が還付されたため、当該還付金を「地下鉄基金還付金」として「特別利益」に計上しております。

## 連結株主資本等変動計算書

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 56,554,009株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 2,265,068株
3. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年5月22日 取締役会	普通株式	352	6.50	平成26年3月31日	平成26年6月9日
平成26年11月10日 取締役会	普通株式	380	7.00	平成26年9月30日	平成26年12月8日
合計		732			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年5月21日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決定しております。

- ①配当金の総額 380百万円
- ②1株当たり配当額 7.00円
- ③基準日 平成27年3月31日
- ④効力発生日 平成27年6月9日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	153百万円
未払費用	183百万円
賞与引当金	480百万円
退職給付に係る負債	234百万円
投資有価証券	512百万円
有形固定資産	164百万円
繰越欠損金	206百万円
その他	892百万円
繰延税金資産小計	2,829百万円
評価性引当額	△1,213百万円
繰延税金資産合計	1,615百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△117百万円
海外関係会社の未分配利益	△2,315百万円
その他有価証券評価差額金	△4,604百万円
その他	△488百万円
繰延税金負債合計	△7,525百万円
繰延税金資産の純額	△5,909百万円

## 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金と元本リスクが低い運用商品等に限定し、また、銀行借入及び社債により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の基準に沿ってリスク低減を図っており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、外貨建ての営業債権は、為替変動リスクを回避するため、海外営業担当部署からの依頼に基づき、経理・財務担当部署が為替予約取引の実行及び管理を行っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクがある上場株式については、四半期ごとに時価を把握しております。

支払手形及び買掛金は、原則1年以内の支払期日であり、外貨建ての営業債務は、為替変動リスクを回避するため、海外調達担当部署からの依頼に基づき、経理・財務担当部署が為替予約取引の実行及び管理を行っております。

短期借入金の使途は主として運転資金であり、長期借入金及び社債の使途は主として設備投資資金であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	26,668	26,668	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*2)	31,065 △143		
	30,922	30,922	△0
(3) 有価証券	9,216	9,216	—
(4) 投資有価証券	26,613	26,613	—
(5) 長期貸付金	175	175	0
(6) 支払手形及び買掛金	(13,754)	(13,754)	—
(7) 短期借入金	(751)	(751)	—
(8) 1年内償還予定の社債	(66)	(66)	0
(9) 未払法人税等	(976)	(976)	—
(10) 長期借入金	(12,393)	(12,389)	△4
(11) リース債務	(498)	(497)	△0
(12) デリバティブ取引	(25)	(25)	—

(\*1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2)受取手形及び売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### (1) 現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価に関して、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額に等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。決済までの期間が長期となるものについては、市場金利等の指標で割りいた現在価値により算定しております。

### (3) 有価証券

有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、主として取引所の価格、取引金融機関から提示された価格等によっております。

なお、非上場株式(連結貸借対照表計上額3,486百万円)及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額102百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記投資有価証券には含めておりません。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記金額には連結貸借対照表の流動資産の「その他」に含まれている1年内回収予定の長期貸付金(連結貸借対照表計上額8百万円)を含めて表示しております。

(6) 支払手形及び買掛金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 短期借入金

短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、上記金額には1年内返済予定の長期借入金(連結貸借対照表計上額914百万円)を含めておりません。

(8) 1年内償還予定の社債、(10) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入または新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金の金額には連結貸借対照表の流動負債の「短期借入金」に含まれている1年内返済予定の長期借入金(連結貸借対照表計上額914百万円)を含めて表示しております。

(11) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様のリース契約を締結する場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記金額には連結貸借対照表の流動負債の「リース債務」と固定負債の「リース債務」を合計した額を記載しております。



(12) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

**1 株当たり情報**

1 株当たり純資産額	1,672円19銭
1 株当たり当期純利益	48円58銭

**重要な後発事象**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

新東工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大中康行 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新東工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新東工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	48,423	<b>流動負債</b>	17,066
現金及び預金	10,999	支払手形	914
受取手形	6,039	電子記録債権	4,387
電子記録債権	1,160	買掛金	3,680
有価証券	13,776	1年内償還予定の社債	66
仕掛品	9,216	リース債権	126
原材料及び貯蔵品	1,094	未払金	3,642
繰延税金資産	1,804	未払費用	1,335
その他	1,260	未払法人税等	466
貸倒引当金	558	前受金	885
	2,556	賞与引当金	1,182
	△43	役員賞与引当金	50
		プラント保証引当金	128
<b>固定資産</b>	52,351	受注損失引当金	76
<b>有形固定資産</b>	12,199	その他	124
建物	6,011	<b>固定負債</b>	15,777
構築物	303	長期借入金	10,000
機械及び装置	1,858	リース債権	213
車両及び運搬具	9	繰延税金負債	4,372
工具・器具及び備品	330	退職給付引当金	661
土地	3,517	環境安全対策引当金	63
リース資産	133	資産除去債務	114
建設仮勘定	33	その他	352
<b>無形固定資産</b>	580	<b>負債合計</b>	32,843
ソフトウェア	378	<b>純資産の部</b>	
リース資産	179	<b>株主資本</b>	57,376
その他	22	資本金	5,752
<b>投資その他の資産</b>	39,571	資本剰余金	6,219
投資有価証券	26,563	資本準備金	6,195
関係会社株	9,807	その他資本剰余金	24
長期貸付	1,784	利益剰余金	46,713
その他	1,432	利益準備金	1,438
貸倒引当金	△16	その他利益剰余金	45,275
		固定資産圧縮積立金	253
		株式消却積立金	1,600
		別途積立金	36,500
		繰越利益剰余金	6,921
		自己株式	△1,309
		<b>評価・換算差額等</b>	10,555
		その他有価証券評価差額金	10,552
		繰延ヘッジ損益	2
<b>資産合計</b>	100,775	<b>純資産合計</b>	67,931
		<b>負債及び純資産合計</b>	100,775

# 損 益 計 算 書

( 自 平成26年 4 月 1 日 )  
( 至 平成27年 3 月 31 日 )

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	
売 上 高		55,371
売 上 原 価		39,247
売 上 総 利 益		16,123
販売費及び一般管理費		14,431
営 業 利 益		1,692
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	137	
受 取 配 当 金	1,096	
為 替 差 益	183	
受 取 賃 貸 料	144	
そ の 他	153	1,716
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	39	
賃 貸 収 入 原 価	59	
寄 付 金	30	
設 備 移 設 費 用	33	
そ の 他	35	198
経 常 利 益		3,209
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	94	113
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 却 損	12	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	142	154
税 引 前 当 期 純 利 益		3,168
法人税、住民税及び事業税	877	
法 人 税 等 調 整 額	89	966
当 期 純 利 益		2,201

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他剰余金	資本金合計		その他利益剰余金						
					固定資産圧縮積立金	株式却積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,752	6,195	24	6,219	1,438	246	1,600	36,500	5,209	44,994	△1,308	55,658
会計方針の変更による累積的影響額									249	249		249
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,752	6,195	24	6,219	1,438	246	1,600	36,500	5,459	45,244	△1,308	55,908
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△5			5	－		－
実効税率変更による固定資産圧縮積立金の調整							12		△12	－		－
剰余金の配当									△732	△732		△732
当期純利益									2,201	2,201		2,201
自己株式の取得											△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	6	－	－	1,462	1,468	△1	1,467
当期末残高	5,752	6,195	24	6,219	1,438	253	1,600	36,500	6,921	46,713	△1,309	57,376

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰上損	評価・換算差額等	
当期首残高	6,338	－	6,338	61,997
会計方針の変更による累積的影響額				249
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,338	－	6,338	62,246
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
実効税率変更による固定資産圧縮積立金の調整				－
剰余金の配当				△732
当期純利益				2,201
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	4,214	2	4,217	4,217
事業年度中の変動額合計	4,214	2	4,217	5,684
当期末残高	10,552	2	10,555	67,931

[注記]

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

製品、仕掛品

受注生産品は個別法による原価法、投射材等は移動平均法による原価法を採用しております。

原材料及び貯蔵品

受注生産品等の製作に係る原材料及び貯蔵品は総平均法による原価法、投射材等の製作に係る原材料は移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～50年
構築物	7年～40年
機械及び装置	5年～12年
車両及び運搬具	4年～7年
工具・器具及び備品	2年～15年

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### (4) プラント保証引当金

プラント及び大型受注機械等の検取引渡後の一定期間中のクレーム費用の発生に備えるため、過去の売上高に対するクレーム費用発生高の割合を基礎として、当事業年度の売上高に対して発生見込額を計上しております。

#### (5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

#### (6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

#### (7) 環境安全対策引当金

保管するPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末において、その金額を合理的に見積ることができる額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる機械装置の製造等については工事進行基準を、その他については出荷基準及び検収基準を採用しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

### (2) ヘッジ会計の方法

原則的処理方法である繰延ヘッジ処理を採用しております。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

## 6. 会計方針の変更

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が383百万円減少し、利益剰余金が249百万円増加しております。また、これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 7. 表示方法の変更

### (貸借対照表)

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」(前事業年度は415百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。



## (損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「寄付金」（前事業年度は27百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

前事業年度まで区分掲記しておりました「営業外費用」の「投資事業組合運用損」（当事業年度は8百万円）は、重要性が乏しくなったことから、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## 貸借対照表

1. 有形固定資産減価償却累計額	22,302百万円
2. 保証債務	
他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。	
株式会社メイキコウ	95百万円
新東エスプレジジョン株式会社	81百万円
ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社	1,327百万円
シントーアメリカ社	691百万円
シントーブラジルプロドゥトス社	1,081百万円
青島新東機械有限公司	280百万円
青島百利達鋼丸有限公司	145百万円
浙江新東鋼丸有限公司	35百万円
計	<u>3,738百万円</u>
3. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	4,079百万円
長期金銭債権	1,781百万円
短期金銭債務	612百万円
4. 取締役に対する金銭債務	43百万円
5. 輸出手形割引高	394百万円

## 損益計算書

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

6,873百万円

仕入高

6,760百万円

営業取引以外の取引高

827百万円

## 株主資本等変動計算書

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

2,265,068株

## 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産

72百万円

未払費用

70百万円

賞与引当金

382百万円

プラント保証引当金

41百万円

退職給付引当金

209百万円

投資有価証券

506百万円

関係会社株式

823百万円

有形固定資産

88百万円

その他

363百万円

繰延税金資産小計

2,558百万円

評価性引当額

△1,647百万円

繰延税金資産合計

911百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金

△117百万円

その他有価証券評価差額金

△4,528百万円

その他

△80百万円

繰延税金負債合計

△4,726百万円

繰延税金資産の純額

△3,814百万円

## 関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社	(所有) 直接100%	債務保証 役員の兼務	債務保証	1,327	—	—
子会社	シントーブラジルプロダクトス社	(所有) 直接95%	債務保証 資金の貸付	債務保証	1,081	—	—
子会社	シントーアメリカ社	(所有) 直接100%	債務保証 資金の貸付 役員の兼務	資金の貸付 貸付金の回収 利息の受取	407 102 20	長期貸付金 (注1) その他 流動資産	1,137 10

(注1) 貸借対照表において「流動資産」の「その他」に含めて表示している1年内長期貸付金185百万円を、長期貸付金に含めて記載しております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社への債務保証は、同社が銀行から受けている前受金保証に対して債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
- (2) シントーブラジルプロダクトス社への債務保証は、銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
- (3) シントーアメリカ社に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

## 1株当たり情報

1株当たり純資産額	1,251円29銭
1株当たり当期純利益	40円56銭

## 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

新東工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大中康行 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥田真樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新東工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

新東工業株式会社 監査役会

監査役(常勤)	岩 瀬 豊	Ⓔ
監査役(常勤)	夏 目 俊 信	Ⓔ
監査役(社外監査役)	柴 田 稔 久	Ⓔ
監査役(社外監査役)	唐 木 康 正	Ⓔ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(9名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひら やま まさ ゆき 平山正之 (昭和15年10月21日生)	平成12年6月 当社取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成20年6月 当社代表取締役会長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社メイキョウ 取締役 シントーアメリカ社 取締役	134,687株
2	なが い あつし 永井淳 (昭和35年9月30日生)	昭和59年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成14年6月 当社代表取締役専務取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社 代表取締役 シントーアメリカ社 取締役 ロバーツシントー社 取締役 ナショナルピーニング社 取締役 公益財団法人永井科学技術財団 理事長	422,753株
3	ひら い しゅう じ 平井修司 (昭和25年2月26日生)	平成12年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成26年6月 当社専務取締役 社長補佐、ものづくり統括 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 サイアムプレーター社 代表取締役 青島百利達鋼丸有限公司 取締役	44,290株
4	うら つじ いく ひさ 裏辻育久 (昭和24年5月20日生)	平成12年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 平成26年6月 当社専務取締役 社長補佐、営業統括、営業本部長 (現任)	33,756株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	くのつねやす 久野恒靖 (昭和32年2月3日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年7月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役 平成27年4月 当社取締役 営業本部副本部長兼サポート推進部長(現任)	20,379株
6	いざわもりやす 伊澤守康 (昭和26年7月29日生)	昭和52年4月 新東ブレーター株式会社入社 平成16年4月 同取締役 平成21年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 平成27年4月 当社取締役 開発部門管掌(現任)	24,685株
7	たかはししんじ 高橋信次 (昭和26年4月26日生)	昭和47年4月 新東ブレーター株式会社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役 平成27年4月 当社取締役 技術部門管掌(現任)	13,883株
8	たにぐちやつか 谷口八束 (昭和31年12月10日生)	平成19年7月 新東ブレーター株式会社入社 平成21年4月 当社執行役員 平成26年6月 当社取締役 管理部門管掌、人事部長(現任)	6,320株
9	おざわまさとし 小澤正俊 (昭和18年2月23日生)	昭和41年4月 大同製鋼株式会社(現大同特殊鋼株式会社)入社 平成8年6月 同取締役 平成16年6月 同代表取締役社長 平成22年6月 同代表取締役会長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 大同特殊鋼株式会社 代表取締役会長	一株
10	※ やまうちやすひと 山内康仁 (昭和17年1月2日生)	昭和43年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 平成7年6月 同取締役 平成13年6月 同専務取締役 平成17年6月 アイシン精機株式会社 代表取締役社長 平成23年6月 同相談役(現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と会社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。  
3. 小澤正俊および山内康仁の両氏は、社外取締役候補者であります。  
4. (1) 小澤正俊氏を社外取締役候補者とする理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に生かしていただけると判断したためであります。  
(2) 山内康仁氏を社外取締役候補者とする理由は、自動車および自動車部品メーカーの経営者として、モノづくりに関する豊富な実務経験と高い見識を有しているとともに、平成21年7月より当社の経営諮問委員(現・経営アドバイザー)に就任していただいております、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に生かしていただけると判断したためであります。  
5. 小澤正俊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。

6. 当社は、小澤正俊氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、小澤正俊氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、山内康仁氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、小澤正俊氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、山内康仁氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員(4名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	なつめとしのぶ 夏目俊信 (昭和27年1月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年2月 当社人事労務部長 平成18年7月 当社執行役員人事労務部長 平成19年6月 当社監査役(常勤)(現任)	24,581株
2	※ かわかみかずあき 川上和明 (昭和25年8月20日生)	昭和44年4月 当社入社 平成19年7月 当社経理・財務部長 平成21年4月 当社執行役員 経理・財務部長 平成26年4月 当社常務執行役員 経理・財務部担当(現任)	19,576株
3	しばたとしひさ 柴田稔久 (昭和22年2月18日生)	昭和44年4月 日本アイ・ピー・エム株式会社入社 平成10年3月 同取締役 平成15年7月 同常務執行役員 平成18年2月 株式会社日本ヴィクシー・コーポレーション代表取締役(現任) 平成19年6月 当社監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社日本ヴィクシー・コーポレーション代表取締役	一株
4	からきやすまさ 唐木康正 (昭和23年9月6日生)	昭和46年4月 株式会社三菱銀行入社 平成11年7月 合併による株式会社東京三菱銀行取締役 平成15年6月 大日本インキ化学工業株式会社取締役 平成20年4月 同取締役兼株式会社ルネサンス代表取締役社長 平成23年6月 エムエステイ保険サービス株式会社代表取締役(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 エムエステイ保険サービス株式会社代表取締役	一株



- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と会社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
  3. 柴田稔久および唐木康正の両氏は、社外監査役候補者であります。
  4. (1) 柴田稔久氏を社外監査役候補者とする理由は、国内外での情報システムに係わるビジネス経験とコンプライアンス経営に関する豊富な知識によって、取締役の職務執行の監査を客観的な立場で実施していただけると判断したためであります。また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
  - (2) 唐木康正氏を社外監査役候補者とする理由は、金融関係業務で培った高い見識に加え、製造業やサービス業の経営に関与された幅広い実務経験によって、取締役の職務執行の監査を客観的な視点で実施していただけると判断したためであります。また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
  5. 当社は、柴田稔久および唐木康正の両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、柴田稔久および唐木康正の両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
  6. 社外監査役候補者の柴田稔久および唐木康正の両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保を義務づけている独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の利益水準、従来に支給した取締役賞与の額、その他諸般の事情を勘案しまして、当期末時点の社外取締役1名を除く取締役8名に対し、総額50,000千円の取締役賞与を支給することといたしたく存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

### 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

#### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、「基本報酬」および「賞与」のみで構成されていましたが、取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、当社の取締役を対象とする株式報酬制度の導入をお願いするものであります。

本制度の導入により、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することになり、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成21年6月26日開催の第112回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（月額37,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠で、新たな株式報酬を、各事業年度における役位ならびに信託期間を通じた資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて、当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役は社外取締役を除く8名です。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位ならびに信託期間を通じた資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて対象期間（下記(2)に定める。）中に当社取締役として在任している者（以下「本制度対象者」という。）に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付および給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。本制度対象者が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間終了後の一定時期となります。ただし、対象期間を通じて一定の資本効率の改善度等に達しない場合には、本制度対象者へ当社株式等の交付等を行うことはありません。

### (2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（当初は平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。

当社は、対象期間ごとに合計200百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する本制度対象者を受益者とする信託期間3年間の信託を設定します（以下「本信託」という。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、合計200百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（本制度対象者に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、200百万円の範囲内とします。

(3) 本制度対象者が取得する当社株式数の算定方法と上限

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における役位ならびに対象期間中の資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。

ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われ、本制度対象者には対象期間終了後の一定時期に、ポイントの累積値を算定し、累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

取締役が本信託から付与される1年あたりのポイントの総数は、100,000ポイントを上限といたします。また、本信託において取得する当社株式の株数は、取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株数(300,000株)を上限とします。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(4) 本制度対象者に対する当社株式等の交付等

受益者要件を満たす本制度対象者が対象期間終了後の一定時期に、所定の受益者確定手続を行うことにより、累積した株式交付ポイントの75% (対象期間中に取締役を退任している者については50%) に相当する数(単元未満株数は切捨)の当社株式について本信託から交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。ただし、対象期間を通じて一定の資本効率の改善度等に達しない場合には、対象期間中に株式交付ポイントが付与されていても、当社株式等の交付等を行うことはありません。なお、対象期間中に死亡した本制度対象者については、当社株式等の交付等を行いません。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「当社取締役に対する企業価値連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(後記ご参考：当社平成27年5月21日付プレスリリースの内容)をご参照ください。

(ご参考：当社平成27年5月21日付プレスリリースの内容)



平成27年5月21日

各 位

会 社 名	新東工業株式会社
コード番号	6 3 3 9
上場取引所	東証・名証 第一部
代 表 者	取締役社長 永 井 淳
問合せ先責任者	執行役員 コーポレート部長 春田 則之 (TEL 052-582-9211)

### 当社取締役に対する企業価値連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成27年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成27年6月24日開催予定の第118回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、透明性および客観性の高い役員報酬制度として本制度を導入します。  
本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「基本報酬」、期間業績を反映した「賞与」および中長期的な企業価値の増大に応じた「企業価値連動型株式報酬」により構成されることとなります(※)。
- (2) 当社取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬B I P (Board Incentive Plan)信託(以下「B I P信託」という。)と称される仕組みを採用します。本制度においては、役位ならびに信託期間を通じた資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて、B I P信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)が対象期間(下記3.(1)に定める。)中に当社取締役として在任している者(以下「本制度対象者」という。)に交付および給付(以下「交付等」という。)されます。本制度対象者が当社株式等の交付等を受けるのは、対

象期間終了後の一定の時期となります。ただし、対象期間を通じて一定の資本効率の改善度等に達しない場合には、本制度対象者へ当社株式等の交付等を行うことはありません。

(※) 業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみによって構成されます。

## 2. BIP信託の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を三菱UFJ信託銀行株式会社(受託者)に信託し、受益者要件を充足する本制度対象者を受益者とする信託(「本信託」)を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社取締役在一定のポイント数が各事業年度ごとに付与されます。一定の受益者要件を満たす本制度対象者に対して、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、対象期間終了後の一定時期に、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月末日で終了する事業年度から平成30年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下「対象期間」という。)(※)を対象として、企業価値の増大に応じて対象期間終了後の一定時期に、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。交付される当社株式等は、役位ならびに対象期間中の資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて定めておき、対象期間を通じて資本効率が一定の改善度に達した場合にのみ、対象期間の終了後の一定時期に、役員報酬として当社株式等の交付等を行います。

ただし、対象期間を通じて一定の資本効率の改善度等に達しない場合は、本制度対象者へ当社株式等の交付等を行うことはありません。

(※) 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度を

それぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。

(3) 本制度対象者(受益者要件)

本制度対象者は、対象期間の終了後、一定の時期において、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、株式交付ポイント(下記(5)に定める。)に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

なお、本制度対象者が対象期間中に死亡した場合には当社株式等の交付等を行わないものとします。

- ① 対象期間中に当社取締役として在任していること
- ② 下記(5)に定める株式交付ポイントが付与されていること
- ③ 一定の非違行為があった者でないこと
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 信託期間

平成27年8月24日(予定)から平成30年7月末日(予定)までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、当社取締役に対する株式交付ポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(当社取締役に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 本制度対象者に交付等される当社株式数

本制度対象者に対して交付等が行われる当社株式等は、以下に従って付与される株式交付ポイントにより、1ポイント=1株として定まります。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

事業年度ごとに当社取締役に付与される株式交付ポイント=役位別の基本ポイント×業績連動係数(0~1.5の範囲)

役位別の基本ポイントは、現在の報酬水準に基づいて定め、また、業績連動係数は、資本効率の改善度と業績目標達成度等により算出します。

(6) 本制度対象者に対する当社株式等の交付等の方法および時期

当社取締役には、上記(5)に定めるとおり、対象期間内の1事業年度ごとに、役位ならびに資本効率の改善度および業績目標の達成度等に応じて株式交付ポイントが付与され、対象期間終了後の一定時期に、累積した株式交付ポイントの一定割合の当社株式が本信託から本制度対象者に交付され、残りの当社株式については本信託内で換価した上で換価処分相当額の金銭が給付されます。ただし、対象期間を通じて一定の資本効率の改善度等に達しない場合には、対象期間中に株式交付ポイントが付与されていても、当社株式等の交付等を行うことはありません。

(7) 本信託に拠出される信託金の予定額および本信託から交付される当社株式の予定株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の金額および当社取締役に付与される1年あたりの株式交付ポイントの総数の上限は以下のとおりとします。

本信託に拠出する信託金の上限金額 200百万円(※)

(※) 信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬、信託費用の合計となります。

1年あたりの株式交付ポイントの総数の上限 100,000ポイント

信託金の金額は、現在の当社取締役の基本報酬および業績目標の達成度が最大で推移した場合に交付が必要となる水準で設定しています。

本信託において取得する当社株式の株数(以下「取得株式数」という。)は、当社取締役に付与される1年あたりの株式交付ポイントの総数の上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株数(300,000株)を上限とします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(7)の信託金の上限および取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しております。取得方法の詳細については、本総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

(9) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、当社および当社取締役と利害関係のな



い団体への寄附を行う予定です。なお、下記(11)に定める本信託を継続利用する場合には、当該残余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間の満了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |           |                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)                              |
| ② 信託の目的   | 当社取締役に対するインセンティブの付与                                    |
| ③ 委託者     | 当社                                                     |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)            |
| ⑤ 受益者     | 本制度対象者のうち受益者要件を充足する者                                   |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)                                   |
| ⑦ 信託契約日   | 平成27年8月24日(予定)                                         |
| ⑧ 信託の期間   | 平成27年8月24日(予定)～平成30年7月末日(予定)                           |
| ⑨ 制度開始日   | 平成27年8月24日(予定)                                         |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しないものとします。                                           |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式                                                 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 200百万円(予定)(信託報酬および信託費用を含む。)                            |
| ⑬ 帰属権利者   | 当社                                                     |
| ⑭ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- |          |                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。     |

以上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 ミッドランドホール [ミッドランドスクエア オフィスタワー5階]



※ご来場の節は、JR・名鉄・近鉄・地下鉄・市バス等をご利用ください。  
各「名古屋駅」から徒歩3分  
なお、当日は駐車場・駐輪場の準備はいたしておりませんので、  
ご了承ください。